

平成 29 年度 第 3 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 29 年 10 月 18 日（水） 午後 3 時 30 分～午後 5 時 10 分
開催場所	松阪市役所 地下会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 昇（税理士） 委員 古田 颯子（司法書士）
事務局	契約・検査担当参事 岡野 契約監理課長 松下 調達係長 湯川 検査指導係長 野口 契約係長 渡邊
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（平成 29 年 7 月から 9 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（坂本委員抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
・議題 1 の入札及び契約の状況報告として、今期 7 月から 9 月までの工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。	・工事の発注状況について 今年度第 2 四半期の入札件数は、総計 151 件。内訳は工事 97 件、委託 51 件、不調 1 件、入札中止 2 件。前年同期比で発注件数 40 件の増となった。契約金額は合計 25 億 1467 万 362 円、内訳は工事 21 億 7969 万 3700 円、委託 3 億 3497 万 6652 円で前年比 5000 万円ほどの減。この四半期は昨年度あったポンプ場工事などの大型工事が少なかった一方、工事設計など業務委託で発注件数が伸びた結

委 員	事 務 局
	果となったが、年度当初からの累計では今年度第1四半期の粥見小学校、松阪図書館関連工事の影響もあり、前年比で発注件数14件、金額8億3000万円ほどの増となり前年を上回る発注状況となっている。今期の平均落札率は全体82.33%、内訳は工事85.14%、委託76.98%となり、ともに最低制限価格付近の落札率で競争性が十分発揮された結果になったものと考えている。 ・指名停止措置について この四半期に指名停止措置となった案件はなかった。
●抽出事案の審議（坂本委員抽出）	
・この第2四半期における落札率が高かったもの、入札参加者が少数となった案件に加え、低入札価格調査型などの入札経緯と結果について抽出した。あらかじめ事務局に整理を依頼しているので、事務局から説明をお願いする。	・まず、入札参加者5社以下で落札率90%以上の案件は3件あった。平成29年度茶防霜ファン改修工事は飯南管内の茶畑の防霜ファンの電気工事で、施工もさほど難しいものではなく、通常の発注基準で市内業者対象に発注しているが、工事規模が小さいこと、直接工事費に占める製品割合が7割程度と高く、採算性の悪い工事と判断され、入札参加1社の高落札率となったものと考えている。 次の管網解析モデル作成業務委託は、松阪市内のGIS管網データを変換し、本市が使用する管網解析ソフトで、延長1,150kmの管網解析モデルを作成する専門性の高い業務であり、建設コンサルタント（上水道及び工業用水道部門）で県内まで広げ発注した。また、上水道事業では緊急要請等にも対応する必要があり、自社直営の業務履行を条件としたが、結果は県内業者2社の参加となり、県内拡大の効果はあったものの、やはり高い専門性から、高落札率の結果になったと考えている。 次の資源ストックヤード設計業務委託は、桂瀬町にある清掃工場、クリーンセンター内のストックヤードの設計を行うもので、設計

委 員	事 務 局
	に必要となる条件、例えば地質や地形、法的規制、準拠すべき設計基準等を整理し、資源物の搬入から作業面積、施設規模なども決定する専門性の高い業務であることから、建設コンサルタント（廃棄物部門）で全国まで広げ発注した。また、環境省の交付金を活用するため、設計検討や内訳書の作成において交付金の対象分野を正確に区分する必要がある交付金事業要綱の熟知が必要で業者・技術者実績に同種施設の履行実績を求めた。結果、やはり高い専門性や限られた工期、金額規模など、総合的な判断のもと参加が見送られ高落札となったものと考えている。 次に落札率が90%以上となった案件は3件あった。いずれも予定価格算出率が高めの設定となり、いくつかの応札が最低制限価格を下回ったことによるもので、従来から時折発生するもの。 次に入札参加者が5社以下となった案件は22件あった。例年この時期は業者側の手持ち工事が増え、取り分け、採算が取りにくい少額な工事や特殊性のある工事では5社未満となるケースが増加する傾向。参加少数でも落札率から一定の競争性は確保できていると考えている。 次に低入札型の7件。落札率は下限値やそれに近いものが多く、どの案件も多くの札が下限値に集中してきている状況。従来から当委員会でもご指摘いただく、品質や過度な競争には十分、慎重な注意を払いながら継続していかなければならない状況と考えている。 次に希望価格型の2件。松阪第2処理分区宅内ポンプ設置工事は、3か所の下水道宅内ポンプを設置する工事で、機械器具設置工事、電気工事許可を有するポンプ業者が対象となるが、施工内容が他のポンプ工事と比べ、土木工事の割合が多く、下請に委ねる必要性から採算性を判断され、全国発注したものの1社参加の高落札率となったものと考えて

委 員	事 務 局
・それでは、この四半期の案件の中で、特に注目する案件として４点ほど確認する。１点目が地域指定について、２点目が規模の大きい設計業務委託について、３点目がインセンティブ発注の試行制度について、４点目が低入札案件の状況について。 まず１点目、当委員会から意見書にも記載した地域指定型について。入札参加者が少ない案件として、先ほども説明があったが、地域指定の案件として今期も何件かの発注がある。その中でも飯南飯高管内を対象工事とする今期６件の全てが３社、４社までの参加となっており、落札率は最低制限付近の８５％台の結果が出ているが、やはり限られた競争の現状は変わらず、引き続き注視していく必	いる。 もう１件新久保山ポンプ場電気設備更新工事は、ポンプ場の受電盤、変圧器盤などの電気設備を更新する工事で、その特殊性から全国発注し参加は２社だったが、落札率からは一定の効果が得られたものと考えている。希望価格方式は、工事の特殊性や専門性から全国発注しても参加者が限定されるような工事に対し、あらかじめ競争性の担保を目的とした希望価格を提示する方式で、今回の２件でも一定の効果が得られたものと考えている。 次に不調が１件・中止が２件あった。不調は九手川河川治水検討調査業務委託で、通常の発注基準により市内業者を対象に発注したが、河川事業の効果分析といった専門的な内容と少額な規模から１社参加で予算超過となった。入札不調となったが後日予定価格の範囲内で随意契約を行っている。 続いて入札中止２件は、いずれの工事も入札公告期間中に設計書内容の再度見直しを行うため、担当部署からの依頼により一時中止としたもので、後日再度公告のうえ入札している。以上説明とさせていただきます。 ・地域指定型は地域業者育成を目的とし、１５００万円までの土木一式工事を対象に実施している。ご指摘の入札参加者が少数であることについては、意見書でも取り上げていただいており、限られた状況の競争については今後も引き続き入札結果を注視しつつ、制度については継続して検討していきたいと考えている。

委 員	事 務 局
要があると思う。 ・次に２点目として、庁舎本館空調設備改修工事設計業務委託について、先ほどの説明であつたように参加は３社と少ないものの、落札率 75%と十分競争が働いた結果となっている。しかし設計金額 6300 万円と設計業務では大きい規模でありながら、どの様な内容で、なぜ３社の参加しかなかったのか、参加条件は適切だったか確認したい。 ・次に３点目として、インセンティブ発注制度について。インセンティブ発注は当委員会からも近年の意見書で災害不調や品質確保等の対策として提言してきた。確か７月頃に新聞で発注の記事が出ており、今回審査対象となっているので、改めて試行制度の内容と入札結果などを確認したい。また、制度目的としての、品質確保や業者育成に対する有効性が重要であり、業者側の反応、意見等が入っていれば聞かせて欲しい。	・本業務は本庁舎空調設備改修工事の設計業務で工事規模は 5 億円程度となる予定の大型のもの。設計にあたっては現状の性能評価、劣化診断の実施、施工時期が限られる中で庁舎を業務使用しながらの施工や、構造耐荷重の検討など、設備だけでなく建築の高度な知見、ノウハウが必要となる専門性の高い業務。あらゆる可能性を検討し設計業務を実施する必要がある 3 階以上の床面積 5000 平米以上の中央管理方式としての設計実績と、業務内容、規模から一級建築士 3 名以上の建築士事務所であることを求め発注した。この規模では多くの実績はなく競争性確保のため全国まで拡大し、また、実績の無い市内業者でも J V 参加を可能とし競争性、受注機会の確保を図った。結果 3 社参加で大手事務所に合わせ市内業者との J V 参加もあり、参加条件設定の効果と考えている。また、やはり限られた工期で難易度の高い内容であり、参加が見送られた部分もあるものと考えている。参加少数とはいえ落札率は 75%と競争性が発揮された結果と考えている。 ・インセンティブ発注については、お話しのとおり、この 7 月に試行第 1 号を発注している。平成 26 年度災害工事の入札不調多発を受け、監視委員会の意見書でもご提言いただき試行に至ったもの。制度目的は工事点数や災害受注などを条件に、短期的に工事品質や貢献意欲の向上、中長期的に業者能力の向上や地域建設業の発展を促すことを目的としている。 入札参加資格要件として、優良工事を施工業者や工事成績の平均点 85 点以上の業者、災害工事の受注実績業者を参加条件とした。また、これに該当しても、基本的には発注基準の経審点数を満たす案件のみに参加可能とし、反対に不良工事や指名停止がある場合は参加不可とする基本条件も設定した。

委 員	事 務 局
	また、発注時期については年度早期の手持ち工事の少ない5月から9月頃までを工期に含むこととし、発注数の少ない工事でなく、一定の参加者、発注件数がある設計金額5,000万円未満の土木一式工事などを対象とし、毎年の対象業者数を踏まえ年間5件程度を上限とすることを予定している。初年度の今回は3件試行した。 具体的な工事選定では、出来るだけ施工条件が良いものを選定する。例えば工事の難易度、地元協力、全面通行止めで施工可能とか、施工時間に制限を受けないなどといった工事を優先的に事業課の推薦も受け庁内の審査会で決定する。 また、試行開始の参加者側からの反応について、落札業者3社からは制度目的やその方法について概ね良い評価が聞かれた。例えば平均点85点以上で参加の業者は、現在ぎりぎりの平均点なので今後も点数を落とさないよう頑張りたい、災害工事で参加の業者は、災害工事は秋、冬の手持ちが多い時期の発注で敬遠しがちになるが、今後も頑張って災害工事に参加したいと言われた。一方、もう1社平均点で参加の業者は、制度は理解するがあまり従来と変わらない印象、と言ってみえた。これまで参加できた業者でも今回の発注条件で参加できなくなった業者もあるが、しかし、この落札者のように引き続き参加できた状態だと何が変わったのか、という感覚もわからなくもない。 また、別途入札前に業者から問い合わせもあり、災害実績について、なぜ、事業課が直接行う随意契約分を対象としないのか、と意見があった。一旦入札に付して不調となった工事の随意契約は、どこも手を出さない工事を請けてもらうという点で受注実績に含むが、担当課で緊急的な必要性により随意契約したものなどは対象外としている。まず今回の目的が、災害工事の「入札参加」につながる

委 員	事 務 局
・続いて4点目は、当委員会でも継続的に確認している低入札案件について。先ほど説明があったが、今期もほとんどの工事でかなり低い落札率となっている。今年度の意見書では、現時点で大きな品質低下は見られず、今後も品質や過当競争に注視して継続を、と述べたと思うが、その後、現時点において品質などに影響は無いか確認したい。また、過当競争の面では、低入札審査の下限値で落札されるケースが増えている状況だったと思う。あまりに下限値付近に入札が集中したり、下限値ばかりの落札となると、最低制限制度と何ら変わらない、という注意もあったかと思う。今回の入札結果ではどうだったか確認したいと思う。	ことであり、随意契約の評価が次の入札参加の効果に繋がらないこと、もう一点、災害協力という面では随意契約でも早期復旧のために大いに有り難いものだが、その随意契約の業者選定が、今後は直接入札参加資格に結び付き、恣意性や不正行為排除のため、一度入札に付したものの以外は対象外としている。 現在のところ、概ね目的や手法には外からの評価も得られ、次につながる効果、反応も感じられる状況で、試行に至ったこのインセンティブ制度、今後も随時、改良なども加え進めたいと考えている。 ・意見書もいただいている低入札制度に関して、今期対象7件の入札結果では、落札率70%台が5件、80%台が2件となった。個別に見ると観光交流拠点施設本館新築工事では、5社参加の内3社が調査基準価格を下回り、落札率84.02%と低入札の中でも一般型に近い落札率となった。 次の77-1号ほか污水管渠工事は10社参加で内8社が低入札、内3社が積算内訳の審査失格、4社目が落札となり落札率は75.64%と下限値での落札。 次の94号ほか污水管渠工事は15社中9社が低入札で、内4社が下限値で同額となったケース。 次の1-5号污水幹線ほか污水管渠工事も、11社中10社が低入札、同じく下限値でこちらは5社が同額となった。 次に1-1号污水幹線ほか污水管渠工事は参加8社中6社が低入札、内5社が審査失格、1社が低入札契約を辞退、結果として低入札でない7番目の札が落札。 次の3-3号污水幹線ほか污水管渠工事は参加10社中9社が低入札、内1社が審査失格、次点5社が下限値で同額。 最後に三雲第1-1処理分区の工事は、12社中9社が低入札、審査失格1社を除いて、次点5社が下限値で同額となった。

委 員	事 務 局
・ 応札の中には高い額もごく一部あるが、ほとんどの入札が低入札でそれもかなり下の方に集中し、落札業者だけでなく下限値に入る応札で同額が多い状況。品質に大きな問題は出ていないということだが、保険未加入は低価格化の影響もあるかも知れない。 また、今の状況はやはり最低制限制度の様な状況とも思われ、85%に設定している最低制限の考え方との整合は如何か。制度導入は最低制限で多くの失格者が出て、高値落札になることの防止が目的だったと思う。最低制限 85%は松阪市が政策的な判断の下設定していることだと思うので、現在の低入札の審査基準もどうするかということが言えると思うが如何か。やはり 75%で推移することは低すぎるのではと感じる。 ・ 先ほど説明の低入札案件で同額が多く発生しているが、よく似たメンバーが異なる案件で同額がこれほど多く出ることは不自然なことではないのか。また、調査順位の表記があるがどのような意味か。	以上のとおり、審査下限値を目指す入札が進み、昨年度から発生している下限値落札や下限値の同額入札は随分と増加し、委員ご指摘の最低制限制度と変わらないという点では否定できない状況となってきた。 また工事品質については、その後の検査状況から明らかに品質の低い工事というものは現時点ではないが、一部の工事で建設業許可をもたない下請業者が社会保険未加入だったことから、元請に対して下請の加入指導をしっかりと行うよう指示した。これが低価格化によるものかどうかの見極めは難しく、引き続き注意が必要な状況と考えている。 ・ 確かに、特に今期の結果からは最低制限制度と同じような状況と言えるかも知れないが、ご指摘の最低制限との整合について、まずは 85%の方が高いのでは、ということにはならないと考えている。最低制限の全国水準モデル、いわゆる公契連モデルでは、将来の担い手育成、品質確保などのため、近年上昇傾向にあり、現在は 90%近くの率で三重県はじめ、多くの自治体で運用されている。その様な中、本市は 85%であっても履行確保が出来ているとの考えから、これまでのところ率を上げる判断をしていないが、一方、業者育成、担い手確保の観点から 85%から下げることもしていない。その点では 75%付近の落札が常態化すると委員ご指摘の、その政策的な考え方との整合や、つまりは低入札の審査基準が低いのでは、ということも課題になろうかと思うが、今しばらく入札結果を注視しながら進めたいと考えている。 ・ 低入札制度に限らず最低制限制度など下限値を定める入札方式の場合には、競争の限度ラインとなるため、各業者の実行予算に問題なければその価格を目指す応札となり、本市だけでなく下限値制度を採用する入札制度であれば、他自治体、三重県でも同様の事象がある。調査順位については、低入札制度の

委 員	事 務 局
・今回対象の中で茶防霜ファン改修工事があるがどのような工事か。市が行う工事なのか。 ・管網解析モデル作成業務委託とは上水道管の補修や次の延長工事などのために使用するものか。 ・資源ストックヤード設計業務委託は最終処分場の施設か。 ・低入札案件について、これまでも建築工事より土木工事のほうが落札率は低い状況で今回もその傾向がある。今回の土木工事の中でも松阪 1-1 号汚水幹線外污水管渠工事は他の土木工事と比較して 85.77%と高めの落札率となっている。この理由は何か。 ・積算をした結果の応札ではあるが、下限値で何社も同額になることがある状況で 5 社も失格になることがあるのか。 ・インセンティブ発注について、3 件の工事を選定した理由はどのようなものか。 ・施工条件が良い工事を選ぶ理由はどのような考えか。 ・地域指定型について、これまでの状況から引き続き注視するということだが、具体的にどのように進めるべきか。例えば地域を広げるとか。	中で同額の場合に、低入札調査に入る順をくじで決定することになっており、同額の場合にはこの表記がある。 ・飯南地区の茶畑に設置する防霜ファンの改修工事で国県等の補助金を活用し設置するもの。 ・上水道管網データの解析システムは上水道管の新設、改修などのために必要となる配管検討などに活用するシステムで、主に今回の業務は既存資料をシステムデータとして入力するもの。 ・最終処分場ではなく桂瀬町クリーンセンターの関連施設。 ・この工事は参加 8 社中 6 社が低入札となり、順に審査を進めるも 5 社が審査失格となり、1 社は低入札契約を辞退、結果として低入札でない 7 番目札が落札となったもの。 ・発注者の積算内容のうち、積算方法や単価等の多くは国県等により公表済みのものだが、工事によってはそれ以外の歩掛りや単価、経費等を含む工事もあり、見込みにくい場合もあるのだと思う。 ・手持ち工事の少ない年度早期に発注できること、地元協力など現場条件が良い工事なるべく選定する。 ・参加条件としている優良工事、平均成績点、災害工事受注に対してのインセンティブとなるよう、受注したいと思われる工事を選定する必要があると考えている。 ・ご意見もいただいているように、限られた競争が課題。参加者が増え競争性が高まる方向に検討する必要がある。また、技術者配置や下請含め他の受注工事との関係もあると思うが、例えば参加できる入札に何故参加しないのか、工事内容等が参加に見合わないのか、工事ごとそれらの分析も要すると考えている。

委 員	事 務 局
●随意契約締結に係る意見聴取について	
・今期対象となる随意契約について事務局より説明されたい。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・この戸籍情報システムと先ほどの住民情報システムについて今回コンビニ交付へ対応するためのものだが、それぞれ別業者が行えるということから業者特定する必要性があるのか。	・第2四半期の随意契約のうち6件の対象案件について資料により説明する。 ① 住民情報システム・証明書コンビニ交付システム連携機能構築業務委託 本業務は平成30年2月より住民票・印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで交付できるよう、証明書コンビニ交付システムの新規構築並びに既存住民情報システム、戸籍システム、印鑑登録システムのデータ連携機能の追加改修を行うもの。既存住民情報システムの改変にあたっては、当該システムの納入業者で、システムの著作権を有する契約相手のみが履行可能であることから、自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ② 戸籍システム・証明書コンビニ交付システム連携機能構築業務委託 本業務は、平成30年2月より住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本等をコンビニエンスストアで交付できるよう、証明書コンビニ交付システムの新規構築並びに既存住民情報システム、戸籍システム、印鑑登録システムのデータ連携機能の追加改修を行うもの。既存戸籍システムの改変にあたっては当該システムの納入業者で、システムの著作権を有する契約相手のみが履行可能であることから、自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 ・新規導入でなく、それぞれ既存システムの改修であり、システム導入業者でないと実施できないため、業者特定した随意契約となる。

委 員	事 務 局
..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	 ③ 平成 29 年度里山の森林安全安心対策事業業務委託 森林は、水土の保全や温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場を提供するなど様々な公益的機能を有しており、私たちの生活に重要な役割を果たしている。森林がこうした公益的機能を発揮するには、適正な管理を継続して実施していくことが必要であるが、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の好転が期待できない中で従来の生産を柱とした森林・林業施策では保全できない森林が増加し、市民生活に影響が懸念される状況となっている。このため、危険地区及び水源地域に指定されている森林について、市、森林所有者、契約相手の3者が協定締結し、その森林を「公共財」と位置づけ、災害に強い森林づくりを目標とし、間伐等を行い、森林の適正な管理を実施する。里山の森林安全安心対策事業は、森林所有者に代わり全額公費により森林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させ、災害に強い森林づくりを目的としており、市と森林所有者及び認定林業事業体における10年間の「災害に強い森林づくり協定」に基づき事業を実施する。森林所有者の同意を得た森林でなければ事業を実施することができず、森林整備に関して森林所有者の同意を得ている契約相手が唯一履行可能なることから自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 ④ 松阪市上下水道等営業関連業務委託 本業務は、上下水道料金等の受付・検針・調定・収納・滞納整理等の業務全般並びに料金等システム関連業務であり、公募型プロポーザル方式により業者選定するにあたり、4社の参加があった。契約相手は業務実績において東京都を中心とした実績があり、電算業

委 員	事 務 局
・プロポーザルで決定ということだが、参加者の内契約相手の価格ほどの程度だったか。 ・契約は何年契約となるのか。支払いは月払いか。 ・契約相手の財務内容など、どのような法人であるか確認はしているのか。 ・この業務の募集、更新は過去何度かしているのか。 ・この新しい委託業者の営業所はすでに松阪市にあるのか。現在の委託業者はどこに事務所を構えているか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。	務においても同様の業務実績を有している。企画提案書の内容からも、平成 30 年 10 月から毎月検針・毎月請求の方式を隔月検針・隔月請求に変更するにあたり、業務の安定稼働に必要な人員数や当該事業者が保有する多くのノウハウに基づく優れた提案がなされ、高度な業務遂行が期待できると評価された。料金システムにおいても、隔月検針・隔月請求に伴う変更や現行受託者からのデータ移行も問題なく履行されると考えられ、また、今後、心配される自然災害等のバックアップ体制、情報のセキュリティ対策においても優れた提案がされており、また、個人情報や危機管理などの管理体制や地元貢献に関する提案も評価された。以上のことから、市民サービスに資する質の高い業務の展開と、上下水道事業経営にも大きく寄与することが期待できることから、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ・参加の中で最も安価な提案だった。現在の契約より随分安価な契約となる。 ・5 年契約で毎月払いとなる。 ・提出資料の中からはなるが、資本金 1 億円で株式出資は最も多い東京都水道局やみずほ銀行、損保ジャパンなど。売り上げ約 121 億、従業員 1044 名、正社員 620 名、事業所 23 箇所となっている。 ・今回 3 回目となり発注仕様書も内容精査が進み、業者選定や契約手続きについても安定してきている。 ・現在委託している業者は川井町に事務所を構えている。今度の契約相手も市内に設置することになると思う。

委 員	事 務 局
..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	 ⑤ 学校読書室等支援事業業務委託 本業務は、市図書館から各小中学校の学校読書室へ司書を派遣し子どもの読書活動を推進する事業を実施するもの。市図書館から司書を派遣することにより、学校読書室の環境整備や読書活動に必要な情報が共有化され、図書館資料の団体貸付やボランティア育成指導などが有効に実施でき、家庭での読書活動支援につながることを目的としている。また、中学校の図書室に図書館と同システムを導入したことにより、導入システムの操作についても、滞りなく円滑に読書活動支援を提供することができる。市図書館と学校読書室の連携・協力体制を図ることで、子どもの読書活動が推進されるとともに市図書館への利用拡大が期待されることから、現指定管理者である契約相手と自治令第167条の2第1項第2号及び第6号により随意契約を締結した。 ⑥ 新川新排水機場施設改修工事 市内39箇所ある湛水防除施設（排水機場）は、昭和40年代後半から50年代に設置されたものが多く、それ以降に設置されたものも含めて施設の老朽化が進んでおり、定期的な点検、修繕と共に、順次計画的な施設改修を実施し、台風及び集中豪雨など非常時の適正稼働に備えている。平成4年度に設置された新川新排水機場は、設置以降25年が経過し、今回ポンプの分解整備（オーバーホール）にて延命化を図るが、実施にあたっては、メーカーの独自技術により構成されるポンプ設備の設計、構造及び機能を熟知していることと合わせ、改修が必要な部品等の特定や調達が確実にできる者でなければ、性能品質を担保することはできない。既存設備における、これまでの修繕・メンテナンス等は当初施工者でメーカー代理店である契約相手が実施

委 員	事 務 局
・この施設のメンテナンスは別途契約として いるが、今後の方法として当初設置時に将来 メンテナンス等も含む一括契約方法も可能 なのか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものとするが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・今回の随意契約も多様な内容だが、それぞ れ随意契約の締結にあたり、予定価格などの 設定はどのように行うか。また価格交渉にお いて契約金額の提示などこちらから行うこ とがあるのか。	しており、独自の設計、技術と合わせ、稼働 実績や施設状況等を熟知していることから、 今回の工事に対しても、将来に向けた適切な 施工提案と品質確保が担保できる。また、市 民の安心安全を守る本施設において、不具合 発生時の迅速対応とそのための責任所在の 明確化は必須条件で今回工事と今後のメン テナンスを一貫して行うことで対策できる 唯一の業者であることから、自治令第 167 条 の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結し た。 ・ポンプ施設に限らず、後のメンテナンス等 が随意契約となる性質の案件については、委 員ご指摘のとおり当初設置と後のメンテナ ンスを長期契約する方法を検討することにな る。しかし、例えばこの案件の様なオーバ ーホール等、メーカー推奨で 10 年程度に一 度とされているものでも、稼働状況によりそ れより長期のスパンで十分な場合もあり、一 括発注で一律 10 年ごとにオーバーホールを 実施するような契約は場合によって無駄な 経費を要することにもなり、手法選択とし ては案件ごとの検討が必要と考える。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・原則として、契約上限となる予定価格、必 要に応じて最低制限価格の設定を行い、その 範囲内に限り適正価格とし契約締結ができ る。しかしながら、契約によってはその特殊 性から適正価格の上限である予定価格の設 定にあたり、他社見積と比較できない場合な どもあり、同種案件や他市事例などにより妥 当性を検証することになる。また工事の場合 は基準価格等があることが多いが、今回工事 のポンプ設備はメーカー独自の技術構造等 により構成されており、他社ポンプとの単純 比較はできないため、可能な限り国や物価情 報等の基準価格、同規模施設の実績などと比 較し妥当性の確保や価格交渉にも努めてい る。価格交渉においてはどの程度であれば契

委 員	事 務 局
	約するというものでなく、可能な限り有利な条件となるよう過去実績、他所事例なども含め交渉することになる。
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
・次回開催日を平成 30 年 1 月 19 日（金）の 15：30 からとし、抽出委員は古田委員とする。	